令和８年（フ）第２７８５号
大阪府摂津市正雀２丁目10番５―30Ｅ号
債務者　住濱　亮平
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　博之
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３８号
大阪府泉南郡熊取町野田４丁目2035番地の１（Ａ―101）、前住所大阪府泉佐野市湊３丁目12番26号
債務者　岩田　幸一
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春木　由香
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１７号
長崎県南島原市深江町丙1450番地　南島原市営深江馬場団地13棟２号、住民票上の住所長崎県長崎市西北町30番16号
債務者　平坂　拓巳
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池内　　愛
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第１２３７号
千葉県習志野市谷津２丁目７番５号　ローズハイツⅡ103号
債務者　有西　彩夢
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　謙介
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６９２号
愛知県半田市岩滑中町３丁目106番地　ＭＡＩＳＯＮＥＴＴＥＬＡＮＤ半田口駅101号、従前の住所愛知県半田市郷中町２丁目31番地の１
債務者　鈴木　椎音（旧姓五藤）
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉垣正一郎
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３号
北海道浦河郡浦河町字西舎124番地の１　浦河わらしべ園
債務者　川上　博行
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　耕平
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第３０８号
宮崎市祇園４丁目78番地１　第２祇園ハイツ205号
債務者　山下　英則
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　速水　　渉
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３６０７号
兵庫県宝塚市中筋２丁目９番12―311号
債務者　鈴木　真人
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市村　和也
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第２０１号
北海道旭川市東光11条３丁目１番15号　チャップリンＡ―５
債務者　玉井　哲洋
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月28日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２３８号
大阪市西区立売堀１―11―15―1001、住民票上の住所佐賀市天祐１丁目18番８号
債務者　江副　優太
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２３９号
大阪府東大阪市高井田本通７丁目３番９号　バレイシティ　501号
債務者　乾　　真琴
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４２４号
大阪府東大阪市河内町５番７号　瓢箪山第２大発マンション　205
債務者　河嶋　優花
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始決定中更正

令和８年（フ）第２５９号
函館市本通３丁目２６番１５号　住宅型有料老人ホームやまつつじ花通
破産者　井本　光夫
1　主文　当裁判所が令和８年７月６日午後１時にした破産手続開始決定中、債務者（破産者）の住所につき「函館市本通３丁目２６番１５番　住宅型有料老人ホームやまつつじ花通」とあるのを「函館市本通３丁目２６番１５号　住宅型有料老人ホームやまつつじ花通」と更正する。
2　決定年月日　令和８年７月２８日
函館地方裁判所民事部

破産手続終結

令和７年（フ）第２７７号
愛知県豊橋市横須賀町字宮前20番地の３
破産者　有限会社マネージュ
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第２８６号
愛知県豊明市栄町舘36番地の１
破産者　株式会社ふじや
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第３１３号
堺市西区浜寺元町六丁799番地３
破産者　株式会社本田組
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１５０４号
横浜市神奈川区栄町22番２ラメール横浜505
破産者　株式会社ＴａＢｅｌｌｅ
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部